

消費税(納稅額)の計算とインボイス制度

現 行

仕入税額控除 ※
売上の10% - (仕入・外注などの経費)の10% = 納稅額

例) 100万円 - (80万円) = 20万円

インボイスが実施されると納稅額が増加！

仕入税額控除
売上の10% - 免税事業者からの
(仕入・外注などの経費)の10% = 納稅額↑UP

例) 100万円 - (40万円) = 60万円

*仕入税額控除=仕入、外注費、光熱費、通信費、燃料費などの消費税

仕入税額控除には消費税が課税されていない経費は算入しません（給料、保険料、税金など）
免税事業者への支払いも消費税が課税されていないとして、仕入税額控除ができなくなります

インボイスは事業者に大増税！

インボイスの危険性を対話で広げ、中止に追い込もう

来年10月から実施が予定されているインボイス制度(送格請求書等保存方式)について、「まだよくわかつていない」「自分には関係ない」との声が聞かれます。あらためて、消費税インボイス制度について解説します。

インボイス制度は、消費税率が変わるので、テレビのニュースやマスコミも全くと言っていいほど取り上げませんし騒ぎません。しかし、商売を行っている事業者や自営業者には「大増税」が押し付けられ、危険かつ死活問題となる制度です。増税の額もハンパない額となります。

インボイス制度は近づいてくると親会社から「インボイス番号」を取ってきてくれ（登録）とか「インボイスどうするのか？」と問いかけられます。すでに聞かれていている人もちらほらと出てきています。「税務署へ行って消費税課税事業になつてまい」という意味です。断る事で、あなたが支払うべき消費税を親会社が負担しなければならなくなります。当然、親会社はあなたと仕事を続けたくなくなることでしょう。

インボイス制度を理解するために、消費税の納稅の仕組みを知る必要があります。現在の消費税制度では売上が100万円を超えると「消費税課税業者」となり、2年後から確定申告とともに消費税申告書を提出し、税務署に消費税を納めることとなります。逆に売上が

1000万円を越えなければ、「免税事業者」として税務署に納稅することはありません。インボイスは、この「免税事業者」にしてしまおなれることがあります。年間の外注費が2

000万円とすると200万円というものを払わされるのですから、免税事業者にとってはまさに「大増税」となります。とはこのように非情な制度であります。仮に500万円ほどの売上がある人は約15万円～20万円の消費税となり（50万円ではないが）、大増税です。

まだ中止させることも

先の参議院選挙では、「消費税減税・インボイス中止」を掲げ

あなたが免税事業者の場合、インボイス制度が近づいてくると親会社から「インボイス番号」を取ってきてくれ（登録）とか「インボイスどうするのか？」と問いかけられます。すでに聞かれている人もちらほらと出てきています。「税務署へ行って消費税課税事業になつてまい」という意味です。断る事で、あなたが支払うべき消費税を親会社が負担しなければならなくなります。当然、親会社はあなたと仕事を続けたくなくなることでしょう。

課税事業者の場合

あなたが建設業の親会社である場合、免税事務所である場合、免稅事務所である場合、

業者の外注職人を雇っているとします。すべての外注職人が仮に課税事業者になることを拒ん